

議案第76号

平成30年10月から12月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例の制定について

平成30年10月から12月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年9月26日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

職員の不祥事に伴い、市長の給料月額を平成30年10月1日から同年12月31日までの間減額するため、この案を提出するものである。

平成 30 年 10 月から 12 月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例

市長の平成 30 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における給料月額は、米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 37 号）第 2 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその 100 分の 20 に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同号に規定する額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（平成 30 年 4 月および 5 月に支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例の廃止）

2 平成 30 年 4 月および 5 月に支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例（平成 30 年米原市条例第 31 号）は、廃止する。